

医 第 1 2 5 5 号
令和7年10月1日

病床・外来機能報告制度対象医療機関
管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和7年度病床機能報告及び外来機能報告の実施について

日頃、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、病床機能報告及び外来機能報告については、医療法(昭和23年法律第205号。)に基づき実施されるところですが、この度、別紙のとおり令和7年9月24日付け医政地発0924第3号により、令和7年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について通知されました。

つきましては、既に厚生労働省から送付されたマニュアルのほか、下記に御留意いただき、期限内に報告を完了いただくようお願いします。

記

1 報告期間

報告様式1：令和7年10月1日～11月30日

報告様式2：令和7年11月4日(予定)～11月30日

2 報告方法

原則として医療機関等情報支援システム(通称：G-MIS)によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとしています。

3 問い合わせ窓口

厚生労働省「令和7年度病床・外来機能報告」事務局

(委託先)

報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所

TEL：0120-142-305 [平日9:00～17:00 受付]

FAX：03-5615-9278 [24時間受付]

G-MISに関するお問い合わせ：厚生労働省 G-MIS 事務局

TEL：050-3355-8230 [平日9:00～17:00 受付]

病床・外来機能報告 問合せフォーム (G-MIS サイトの連絡フォーム) [24時間受付]

4 留意点

(1) 病床・外来機能報告共通

- ・ 病床機能報告及び外来機能報告は、都道府県への報告が医療法で義務付けられています。必ず期限内に御報告ください。
- ・ 報告様式は、病床機能報告及び外来機能報告いずれも様式1と様式2があります。どちらもお忘れなく御報告ください。
- ・ 報告いただいた内容は地域医療構想調整会議において結果の報告や協議を行うほか、県ホームページで公表することから、内容に誤りがないよう御報告ください。（例年、入力誤りがある医療機関が見受けられます。）

(2) 病床機能報告について

- ・ 未報告の医療機関がある場合、2025年における二次医療圏ごとの必要病床数との比較が困難になり、地域医療構想の推進に支障をきたす恐れがあるため、必ず御報告ください。
- ・ 2025年7月1日現在の病床数及び2026年7月1日時点における予定病床数の報告については、過去に貴院において策定いただき、地域医療構想調整会議で地域の医療機関と共有されている具体的対応方針との整合性を図るよう御報告ください。

※医療圏ごとの具体的対応方針の一覧表については、千葉県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryoukousou.html>
ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療
連携・地域医療構想調整会議
ページ番号：3753

(3) 外来機能報告について

- ・ 紹介受診重点医療機関に係る協議においては、紹介受診重点医療機関となる意向のほか、紹介受診重点外来の割合などを用います。協議を円滑に進めるため、正しい数値を御報告ください。
- ・ 紹介受診重点医療機関は、外来機能報告の都度、取りまとめ等を行います。現在、紹介受診重点医療機関となっている医療機関について、引き続き紹介受診重点医療機関となる意向がある場合は、今回の外来機能報告でも意向を示すよう、御留意ください。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

地域医療構想推進室 始関（病床機能報告）

岡田・吉江（外来機能報告）

TEL 043-223-2608（病床）・2457（外来）

FAX 043-221-7379

mail chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp